



# あくら通信5月号



2008年5月 No. 41

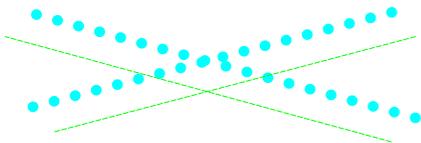


## 町長の犯罪（その2）

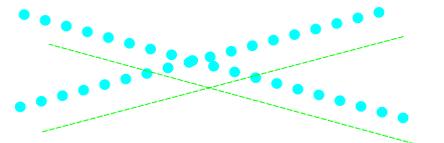


前月号に記載した「N町の町長による公金横領事件」についての報告書が完成し、記者会見が行われた。テレビ3社、新聞5社が出席し、5人の委員と現在の町長が質問に答えた。

質問は「監査法人による任意監査の導入」という提言に集中した。再発防止のためには専門性と組織性のある監査が不可欠であり、その条件を満たせるのは監査法人による財務監査しかないという、我々委員が考え抜いた結論である。全国的に先例の無い改善策であり、再発防止策として有効であることを記者の方は理解してくれたように思う。町長は、議会と相談して前向きに検討したいと答えていたが、今後の成り行きを注目していきたいと思っている。  
(竹内)



## 親族役員への給与



中小企業では、役員が配偶者や親子などの親族関係で構成されていることが通常です。

親族以外の担い手が見当たらないということもありますが、節税対策も大きな理由です。

すなわち、役員給与は一定の要件を満たせば会社の経費となるため、法人税から個人所得税の負担に転換する効果があります。

これを複数の親族で分散すれば、所得税の累進税率を避けることもできます。

さらに、退職時には、給与額を基に計算した役員退職金を経費とすることもできます。この役員退職金にかかる所得税は、非常に優遇された税負担率となっています。

このように、親族役員に給与を支払うことは、課税上、非常にメリットがありますが、これが経費として認められる前提条件として、関与の実態に見合った水準の給与であることが必要です。

将来の税務調査の際、調査官への質問に合理的な返答ができるどうかを念頭に置きつつ、役員給与の水準を検証することが肝要です。  
(大寺)

裏面も御覧下さい



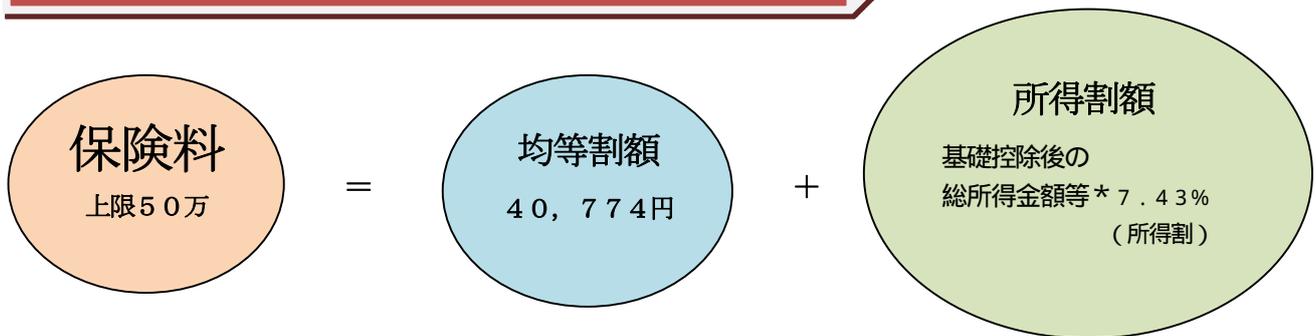
# 75歳以上は後期高齢者医療制度に加入

平成20年4月1日より医療保険制度が変わりました。  
すでに4月から導入されています、新医療制度です。ここで再度ご確認ご認識頂きたいと思えます。

## 後期高齢者医療制度 の仕組み

- 75歳以上が加入  
対象となるのは①75歳以上の人②65歳～74歳で一定の障害がある人以上の方で、一人ひとりに保険証が交付されます。
- 患者負担は従来どおり1割  
かかった費用の1割を窓口で支払う。一定以上の所得・収入のある人は3割負担となる。
- 手続きは市区町村で  
各種届出や保険証の受け取りは市区町村の窓口で手続きする。
- 従来どおり必要な医療を  
74歳までと同様、必要な医療を受診できる。さらに、後期高齢者の特性を踏まえた医療を目指す。
- 保険料は一人ひとり負担  
都道府県内で同じ所得なら同じ保険料を負担する。

## 保険料の計算式



※均等割額、所得割率は2年ごとに見直され、都道府県内では同じ率で設定されます。

(宮本)

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181



表面も御覧下さい

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。